

全国二地域居住等促進協議会企画・普及部会設置要綱

(目 的)

第1条 全国二地域居住等促進協議会（以下「協議会」という。）の実効ある運営を図るため、協議会規約第7条の規定に基づき企画・普及部会を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。

(内 容)

第2条 企画・普及部会は、次の活動を行う。

- (1) 協議会の取組方針等についての協議・検討
- (2) 先進的な取組事例の収集及び情報発信の企画・検討
- (3) 国への要望・提言等の内容検討
- (4) 総会での取扱い事項の企画・検討、事前審査
- (5) 部会長が必要と認めるもの

(組 織)

第3条 企画・普及部に部会長を置く。

- 2 部会長は、企画・普及部会の会務を総理する。
- 3 部会員は、正会員から部会長が指名する。

(会 議)

第4条 会議は、必要に応じて部会長が開催する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、書面又は電磁的方法（電子メール等）により開催することができる。

(雑 則)

第5条 上記の他必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。